

新宿区教育委員会会議録

令和 7 年第 3 回定例会

令 和 7 年 3 月 4 日

新宿区教育委員会

令和7年第3回新宿区教育委員会定例会

日 時 令和7年3月4日(火)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時13分

場 所 新宿区役所6階 第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	針 谷 弘 志	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	星 野 洋	委 員	年 綱 和 代
委 員	鴨 川 明 子	委 員	的 場 美 規 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	遠 山 竜 多	教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之
教 育 指 導 課 長	坂 元 竜 二	中 央 図 書 館 長	山 本 秀 樹
統 括 指 導 主 事	池 田 知	統 括 指 導 主 事	北 中 啓 勝
学 校 運 営 課 長	内 野 桂 子	教 育 支 援 課 長	関 本 ま す み
統 括 指 導 主 事	辻 慎 二		

書記

教 育 調 整 課 主 査	古 市 将 貴	教 育 調 整 課 係 長	大 原 颯 人
---------------	---------	---------------	---------

議事日程

議 案

日程第1 第12号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

日程第2 第13号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

報 告

1 令和7年度新入学 学校選択制度 中学校 補欠登録者の繰上げについて（学校運営課長）

2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから令和7年新宿区教育委員会第3回定例会を開会いたします。

本日の会議は、全員出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、鴨川委員にお願いいたします。

○鴨川委員 承知しました。

◎ 第12号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会
教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について

◎ 第13号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施
行規則の一部を改正する規則

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第12号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」、「日程第2 第13号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題とします。

本日の進行につきましては、日程第1、第12号議案及び日程第2、第13号議案について一括して説明を受け、審議を行います。

なお、この後の説明及び答弁については、着座にてお願いいたします。

それでは、第12号議案及び第13号議案の説明を、教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、「第12号議案 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関する承認について」御説明いたします。

お手元の議案を1枚おめくりいただきますと、こちらが臨時代理の概要等を記載したものとなっております。

本来、条例の改正の申出に係る事務につきましては、教育委員会の権限に属するものとして御審議いただく事案であります。令和7年第1回新宿区議会定例会に提出している新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、教育委員会を開催するいとまがなかったため、教育長が臨時代理を執行し、条例の改正の申出を行うことを決定したものでございます。

つきましては、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則に基づき、本議案により教育委員会の承認を受けるものでございます。

改正内容ですが、もう一枚おめくりいただきますと、新旧対照表となっておりますので、そちらを御覧ください。

扶養手当及び住居手当についての適用除外を定めております第32条の2につきまして、住居手当に係る部分を削除いたしまして、定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給することができることとするものでございます。

次に、附則についてですが、本条例の施行期日は、令和7年4月1日になります。また、附則の第2項で、新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年新宿区条例第42号）を改正いたします。

こちらは、この附則の改正内容について、暫定再任用職員についても、今回の改正と同様に所要の改正が必要となるためでございます。

それでは、恐れ入ります。議案文にお戻りいただきまして、第12号議案の提案理由です。

新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理を執行した件に関して、新宿区教育委員会の臨時代理に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育委員会の承認を受ける必要があるためでございます。

続きまして、「第13号議案 新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

本議案は、前回の教育委員会第2回定例会で決定いただいた、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案の新旧対照表も併せて御覧ください。

今回改正いたします主な改正点としては、9点ございます。

まず1点目は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限について定めております第8条におきまして、対象から、配偶者が深夜において子を養育できる職員を除いておりましたが、これをパートナーシップ関係の相手方にも適用するものでございます。

2点目は、新旧対照表の2ページから3ページにかけまして、育児又は介護を行う職員の勤務時間の制限について定めております第8条の2につきまして、超過勤務の免除の期間について、現行は請求に係る子が3歳に達した日までの期間が当該請求の期間とみなすところ、当該期間を小学校就学の始期まで拡大するものでございます。

3点目は、新旧対照表の5ページから6ページにかけて、病気休暇について定めております第16条につきまして、第5項に、病気休暇から復職した後1年以内に病気休暇を取得する場合は、当該休職に係る疾病と同一の疾病でないものに限るものとする規定を新設するものでございます。

4点目は、育児時間について定めている第22条につきまして、育児時間の対象職員を、現行生後1年3月に達しない子を育てる職員であるところ、生後1年6月に達しない子を育てる職員まで拡大するものでございます。

5点目は、7ページを御覧いただきまして、災害休暇について定めております第26条につきまして、災害休暇が認められる範囲に、一時的に避難しているときや、水、食料等が著しく不足している場合を加えるものでございます。

6点目は、夏季休暇について定めております第27条につきまして、その承認期間を原則7月1日から9月30日までの間であったところ、6月1日から10月31日までの間に拡大するものでございます。

7点目は、8ページを御覧いただきまして、第29条の2に規定しております、「子の看護のための休暇」につきまして、感染症に伴う学級閉鎖等の場合や子の行事参加でも休暇を取得可能となるよう、取得事由を拡大し、名称を「子の看護等のための休暇」に改めるものでございます。

8点目は、9ページになります。第30条の3から第30条の5として、介護両立支援制度等に係る、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等についての規定を新設するもの。

9点目は、第30条の6として、同じく介護両立支援制度等に係る、勤務環境の整備に関する措置についての規定を新設するものでございます。

また、これらの改正に伴いまして、様式の整備や条文における文言の整理等を行ってございます。

施行期日は、令和7年4月1日です。ただし、附則第2項におきまして、改正後の規則第22条の育児時間及び第26条の災害休暇の申請は、この規則の施行の日前においても行うことができることを規定しており、この規定は、交付の日から施行いたします。

なお、経過措置といたしまして、この規則による改正前の規定により作成した用紙で現に残存するものは、必要な修正を加えた上で、なお当分の間使用することができることも規定してございます。

なお、本議案には特記事項が付されておりまして、新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する議案が、区議会において原案のとおり可決され、かつ特別区人事委員会の承認を得たときに成立するものといったものになってございます。

それでは、議案文にお戻りいただきまして、第13号議案の提案理由です。

新宿区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。初めに、第12号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問はないようですので、討論及び質疑を終了します。

第12号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第12号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第13号議案について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

こちらもよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 特に御意見、御質問がないようですので、討論及び質疑を終了します。

第13号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第13号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了します。

◆ 報告 1 令和7年度新入学 学校選択制度 中学校 補欠登録者の繰上げについて

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○学校運営課長 それでは、報告1の令和7年度新入学 学校選択制度 中学校 補欠登録者の繰上げについて、御報告をさせていただきます。

学校選択制度による抽選につきましては、令和6年11月1日開催の教育委員会で御報告をさせていただいたところでございます。そのとき抽選となった学校について、令和7年2月20日に補欠登録者の繰上げを行いましたので、御説明をさせていただきます。

表を御覧いただきますと、牛込第三中学校、西早稲田中学校でございますけれども、両校とも補欠登録者全員が繰上げとなっております。

項番3の各校別の状況についてを併せて御覧いただければと思います。

まず、牛込第三中学校です。抽選時での補欠登録者は24人で、令和7年2月20日時点での補欠登録者は辞退等により9人にまで減少しております。繰上基準の105人に対して、入学見込み数が90人であるため、補欠登録者9人全員を繰上げということでございます。

西早稲田中学校につきましても同様で、抽選時の補欠登録者は18人、令和7年2月20日時点での補欠登録者は辞退等により12人に減少しておりますので、繰上基準の140人に対して、入学見込み数が128人ということから、補欠登録者12人全員を繰上げという結果になってございます。

項番2の繰上結果についてでございます。

令和7年2月25日火曜日、補欠登録者全員に郵便で通知を発送させていただきました。

なお、令和7年2月20日をもって全員補欠登録解除となり、補欠番号は無効という扱いになってございます。

御報告は以上でございます。

○教育長 説明が終わりました。報告1について、御意見、御質問のある方はお願いいたします。

それでは、一つ私から質問させてください。

補欠登録者について、辞退等の主な理由を教えてください。

○学校運営課長 大体の方は私立中学校への入学についても希望しており、その方々が私立中学校等への入学が決まったことでの辞退、ということが大きな理由になってございます。

○教育長 ありがとうございます。

全員入学できたということで、いい結果だなと思います。

ほかによろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

◆ 報告 2 その他

○教育長 次に、報告 2 のその他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

午後 2 時 13 分開会